

(1) ①防衛省所有のドローン配備状況について、今後の配備状況を含めて基地別及び全国の合計数（装備品の名称、型式、機数など）。

防衛省・自衛隊においては、無人航空機（いわゆる「ドローン」）を合計約 600 機保有（令和元年度末時点）としており、主要なものは以下のとおりです。また、今後については、UAV（狭域用）約 10 機、UAV（中域用）数機及び UAV（災害用 I 型）約 40 機の取得に必要な経費を計上していますが、配備先については、現時点では決定していません。

① UAV（近距離用） 滝川駐屯地（北海道）、多賀城駐屯地（宮城県）、大宮駐屯地（埼玉県）、練馬駐屯地（東京都）、久里浜駐屯地（神奈川県）、滝ヶ原駐屯地（静岡県）、板妻駐屯地（静岡県）、金沢駐屯地（石川県）、守山駐屯地（愛知県）、久居駐屯地（三重県）、米子駐屯地（鳥取県）、海田市駐屯地（広島県）、山口駐屯地（山口県）、福岡駐屯地（福岡県）、対馬駐屯地（長崎県）、都城駐屯地（宮崎県）、国分駐屯地（鹿児島県）及び那覇駐屯地（沖縄県）にそれぞれ数機ずつ保有しています。

② 無人偵察機システム 静内駐屯地（北海道）、今津駐屯地（滋賀県）及び飯塚駐屯地（福岡県）にそれぞれ数機ずつ保有しています。

③ UAV（中域用） 神町駐屯地（山形県）、富士駐屯地（静岡県）、北熊本駐屯地（熊本県）及び那覇駐屯地（沖縄県）にそれぞれ数機ずつ保有しています。

④ UAV（狭域用） 宇都宮駐屯地（栃木県）、習志野駐屯地（千葉県）、善通寺駐屯地（香川県）、相浦駐屯地（長崎県）及び北熊本駐屯地（熊本県）にそれぞれ数機ずつ保有しています。

⑤ 遠隔操縦観測システム 富士駐屯地（静岡県）及び湯布院駐屯地（大分県）にそれぞれ数機ずつ保有しています。

⑥ UAV（災害用 II 型） 96 駐屯地においてそれぞれ数機ずつ保有しています。

## II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券（通勤・通学）を一定期間ご利用にならなかった場合の旧定期乗車券の払いもどしは、新規の定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に済ませてください。なお、払いもどし額等のご不明点については、駅窓口の係員におたずねください。

### (1) 「通学定期乗車券（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施された休校措置のため、通学定期券（新幹線定期券「FREX/レリ」を含みます。）を払いもどしされるお客さまについては、**2020年2月28日～同年5月25日の間の日を有効期間に含むものに限り、特例により、2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして1か月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、それ以降に当該通学定期券を使用した場合（チャージ残高による鉄道又はバスの利用を含みます）は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。

この取扱いによる払いもどしは、2021年5月25日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内）に駅窓口でお受けください。

なお、払いもどしと同時に新規の通学定期券をお求めになる場合は、通学定期券購入兼用証明書又は学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参ください。

#### 定期券の払いもどし額の計算方法

- 2020年2月28日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。
  - ① 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合
    - ⇒ 払いもどし額はありせん。
  - ② 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合
    - ⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

**払いもどし額 = 所定の定期運賃（券面の金額） - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220 円**

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせで算出します。1か月未満の日数は、1か月使用したものと計算します。

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する月数の組み合わせ	1か月	1か月×2	3か月	1か月+3か月	1か月×2+3か月

※ 新幹線定期券「FREX/レリ」及び有効開始日から7日以内の通学定期券は計算方法が異なる場合がございます。

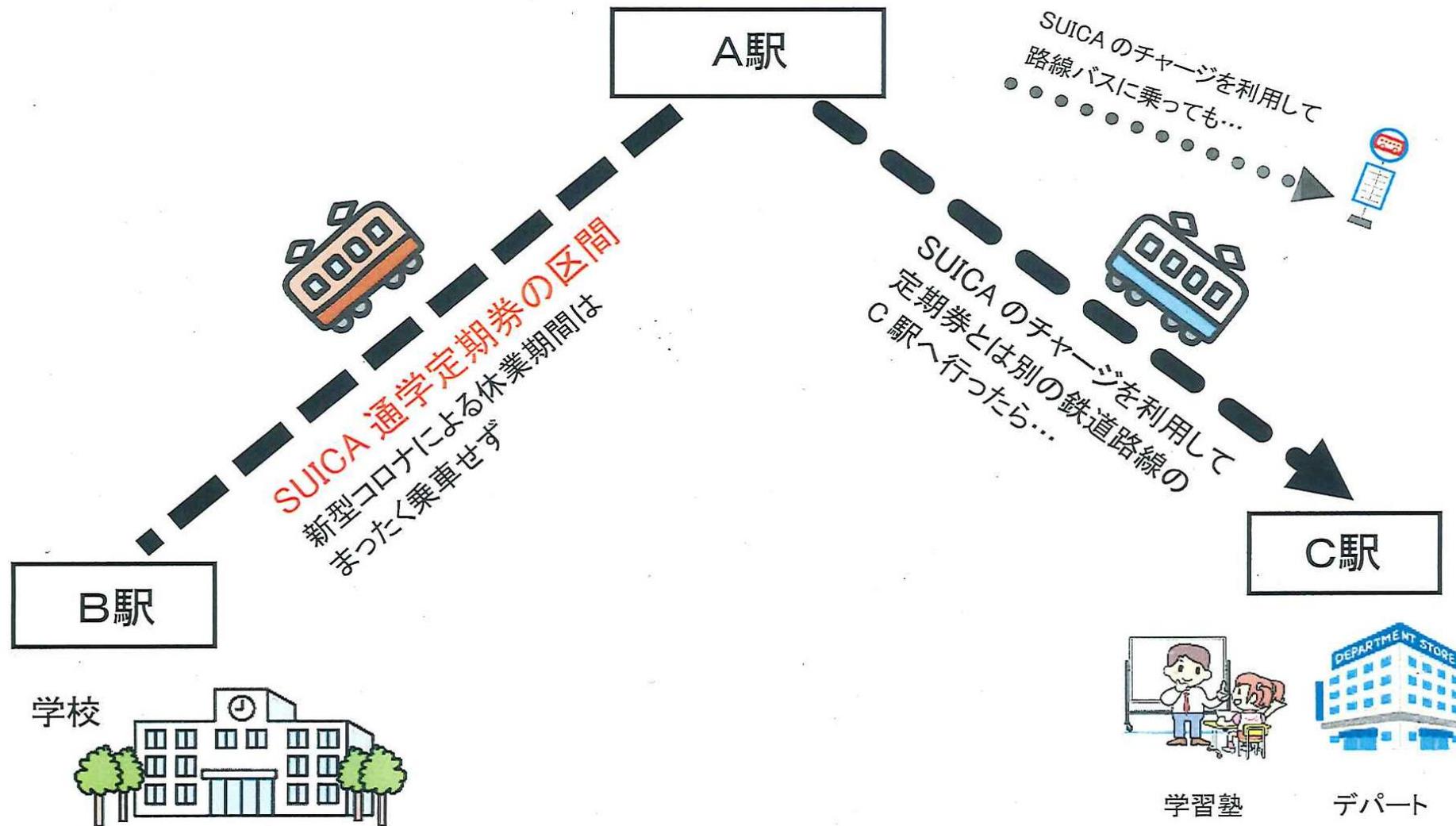
※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

#### 払いもどし額の計算例

- 2020年1月10日から3か月有効の新宿⇄東京（中央線経由）通学定期券[高校生]で、2020年2月28日を最終登校日として、以降休校となった場合
  - ⇒ 2月28日を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した2か月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどし
  - ⇒ 11,820円（発売額） - (4,140円[1か月]×2) - 220円（手数料） = 3,320円（払いもどし額）



「JR 東日本の新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払い戻し特例」の但し書きで  
SUICA の通学定期券区間をまったく乗らなくても  
SUICA のチャージ分を使った日が通学定期券の最終利用日と見なされる仕組み



JR 各社の通学定期券の払い戻しに関する文書で、チャージ分の利用に関する但し書きの有無

「ただし、それ以降に当該通学定期券を使用した場合（チャージ残高による鉄道又はバスの利用を含みます）は、その最終利用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。」（JR 東日本の文書より）

	通学定期券の払い戻しに関する文書名	チャージ分の利用に関する 但し書きの有無
JR東日本	新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券についてのご案内 (新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例)	<b>有り</b>
JR北海道	定期乗車券の取扱いについて	無し
JR東海	新型コロナウイルス対策「緊急事態宣言」に伴う定期券払いもどしの取扱い	無し
JR西日本	新型コロナウイルスの影響に伴う通学定期券の払いもどしについて	無し
JR四国	新型コロナウイルスの発生に伴う通学定期乗車券の払いもどしについて	無し
JR九州	新型コロナウイルスの影響に伴うきっぷ及び通学定期券の払いもどしについて	無し